

発展途上国における権威主義的体制に代わる政治発展モデルとしての ヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論

——最近のヘラー研究書を手掛りに——

安 世 舟

- 一、まえがき
 - 二、李恩政著『権威主義的支配の対案としての社会的法治国家——ヘルマン・ヘラーの国家論・民主主義論の今日化を目指して』（一九九四年）の問題提起とその構成
 - 三、ヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論
 - (a)、「組織としての国家」論・民主主義論
 - (b)、国民的文化社会主義論
 - (c)、社会的法治国家論
 - 四、ヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論は果たして「民主化宣言」後の韓国の政治発展モデルたりうるのか？
 - 五、まとめに代えて
- 一、まえがき

ヘルマン・ヘラーは、ワイマール共和国を左右の過激派の攻撃から理論と実践の両面において守り抜くために命を賭して戦ったドイツの公法・政治学者である。一九三三年初め、ヒトラー政権掌握後、スペインに亡命を余儀なくされ、

発展途上国における権威主義的体制に代わる政治発展モデルとしてのヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論

同年末、マドリッド大学で講義中痼疾の心臓病の悪化で四十二歳の若さで急逝した。その翌年、その遺著『国家学』⁽¹⁾がオランダで刊行されたが、その後、忘れられてしまった。しかし、第二次大戦後、ヘラーはこの遺著によって、西ドイツと日本では「現代政治学の父」として甦ったが、一九五〇年代末に、両国の政治学界をアメリカ政治学が席卷するに及んで再び忘れられた存在と化した。また、ワイマール共和国末期に同共和国の危機を克服し、ドイツ民主主義を安定化させ、さらに成熟化へ向けて発展させるための国家構想として「社会的法治国家論」を打ち出していたが、この考えが一九四九年のボン基本法に受容されて、ヘラーは西ドイツ憲法の精神的父の一人とみなされた。しかし、ワイマール共和国時代の彼の論敵であった、ナチスの「桂冠法学者」のカール・シュミットは、戦後連合国によって逮捕され、一年間の投獄生活を送った後、ニュールンベルク裁判で不起訴処分を受けて釈放されるや、執筆を再開してドイツ公法学界で再び君臨するようになり、十一年前に九七歳で亡くなったが、その後も彼の著作はすべて版を年毎に重ね、彼の研究書は、ドイツのみならず、日米伊などの先進国で毎年一、二冊が刊行され、「カール・シュミット・ブーム」と言つてよいほどの盛況である。これに対して、ユダヤ人である上、社会民主党員であったヘラーは、超保守的な大学が固く門を閉じていたために、大学教授資格をとって十二年が立った一九三二年にようやくフランクフルト大学教授に就任した。急逝する一年半前のことであつた。カール・シュミットと違って、大学在職期間が極めて短かつたことから、弟子もごく少数しか育てることができず、西ドイツにおいて彼の学説を継承する者は数人を数えるのみであつた。一九七一年にその弟子達を中心になつてヘラー全集三巻が刊行された。そして孫弟子のベルリン自由大学法学部のクリストフ・ミュラー教授が中心となつて、一九八三年十一月、ヘラー没後五〇周年記念国際シンポジウムが、ベルリン自由大学で開催され、ようやくヘラーの正当な評価の試みが始められた。その後、幾つかのヘラー研究書が刊行された。⁽⁴⁾とはいえ、ヘラーの国家論は、ドイツでは現在でも大きな力を持つ実証主義的公法学を批判したものである上に、その実体が政治

学であるために、ドイツ公法学界では殆ど無視されたままであり、他方、政治学界では、それがドイツ公法学の伝統的な用語で叙述されているためにその支持者を見出し得ぬまま今日に到っている。一九九一年七月、ミュラー教授の努力が実って、ヘラー生誕百周年を記念して細やかな国際シンポジウム⁽⁵⁾が再びベルリンとライプツィヒで開催され、それを契機に主要な日刊紙や雑誌がヘラー特集を組んだ。そして翌年の一九九二年末、二〇年間絶版になっていたヘラー全集三巻の新版⁽⁶⁾がドイツの著名な出版社のモール社から刊行された。しかしカール・シュミット・ブームに比べれば、いまだ影が薄いといっても過言ではなからう。

昨年春、大手の洋書店のアナウンスメントをめぐっていたら、ヘラーの研究書が眼に飛び込んで来た。われわれヘラー研究者にとって、カール・シュミット・ブームに対抗する気持ちというのか、あるいは判官びいきというのか、やっとな出たのかという感慨を禁じ得なかった。直ちに発注し、それとの対面を楽しみにしていた。その書名は、Fun-Jeung Lee, *Der soziale Rechtsstaat als Alternative zur autoritären Herrschaft - Zur Aktualisierung der Staats- und Demokratietheorie Hermann Hellers, Duncker & Humblot, Berlin 1994.* (ウンジョン・リー著『権威主義的支配の対案としての社会的法治国家——ヘルマン・ヘラーの国家論・民主主義論の今日化を目指して』(一九九四年)である。ヘラー研究書といっても、いろいろあるが、私はヘラーの理論についての内在的研究を期待していたが、書名から見て、直ちに、J・リンズの権威主義的体制から民主主義体制への移行の問題か、移行後の民主主義体制がかかえている困難な諸問題に関する研究⁽⁷⁾が想起され、それに連なる研究ではないかと推測した。また著者名を見ると、どうも日本以外の東アジアの国の出身者であるように思われ、ヘラーの社会的法治国家論が東アジアの権威主義体制に代わる国家モデルとして考察されているのではないかと連想の輪を拡げてみた。しかし、本書を入手することができる前に、昨年六月初め、在外研究に出發せざるを得ず、結局、本書にめぐり合ったのは、七月下旬、ベルリンにおいてであった。上記した、

ヘラー全集新版の編著であると同時にヘラー研究の第一人者のミュラー教授がベルリンのテーゲル空港に私を迎えて開口一番語ったことは、喜びに耐えないという表情をうかべて、ヘラー研究書が新しく出たこと、同書はヘラーの社会的法治国家論を発展途上国の権威主義的体制に代わる政治発展モデルとして捉えており、その斬新な問題意識に感服していること、ヘラーの理論が冷戦終結と共に国権的社会主义の崩壊によってその正しさが証明されて喜んでいたが、まさか発展途上国の民主化のために有益な国家構想として研究されているとは、その理論の影響力の射程の広さに改めて感嘆した等のコメントであった。

同書の書名から類推した私の直観がどうも当たったようであった。ついでにミュラー教授に著者が日本以外の東アジアの人のようであるが、どこ出身者なのかと聞くと、韓国の女性で大変優秀な新進気鋭の政治学者で、現在、ハレー(8)大学で大学教授資格請求論文の執筆中であるとのことであった。

ともあれ、ようやくベルリンで自由な研究時間を得たので、同書をミュラー教授から拝借して早速読むことにした。二日間で読み終えたが、できれば帰国後、時間的余裕ができれば、同書の書評を兼ねて、著者が提起した問題、すなわち、ヘラーの国家論が発展途上国の権威主義的支配体制に代わる政治発展モデルとして有効なのかどうか、検討してみる価値があるのではないかと考えた。

本稿は、言うまでもなく、昨年夏ベルリンで心中に期した課題を果すものである。従って、叙述型式は同書の紹介を中心にしたがら、ヘラー研究にとっての問題点や、著者の問題提起の妥当性等についてコメントする方式をとりたいと思う。

二、李恩政著『権威主義的支配の対案としての社会的法治国家——ヘルマン・ヘラーの
国家論・民主主義論の今日化を目指して』（一九九四年）の問題提起とその構成

本書は次の五部構成となっている。A、序文、B、ヘルマン・ヘラーの国家論・民主主義論、C、現代社会における国家学、D、ヘラーの国家論の今日化を目指して——韓国例にみる開発政治の論議、E、結論。さらに参考文献が付いており、一、国家論・民主主義論、二、ワイマール共和国、三、韓国、の三部構成になっている。それぞれの項目は主題に関する必要文献を体系的に収録している。

著者は、「A、序文」の中に、本書の問題意識を次のように述べている。

一九八〇年代に発展途上国では、民主化への波が高まり、幾つかの国では権威主義体制から民主主義体制への移行に成功した。しかし、民主主義体制は仲々安定せず、さまざまな困難な課題に直面していることが明らかになった。これまで、発展途上国では、経済成長にとかく成功すれば、その後必ず政治的民主主義が実現されるというテーゼが通説化し、このテーゼは発展途上国の問題を解決する最良の方法であると宣伝されて来た。周知の通り、韓国と台湾のような東アジアの国々が経済的に成功し、八〇年代後半に「民主的」改革へとつき進んだ。この両国をこのテーゼの最も注目すべき事例として取り上げ、両国の経済的成功をもたらしたとされる「開発独裁」は、遅ればせながら民主主義のパイオニアであると正当化されている。

このテーゼを最近の韓国の政治状況に照し合わせてみるなら、それに強い疑念を抱かざるを得ない。なぜなら、社会的生物物の分配をめぐる対立が益々激化しており、それに伴って経済的困難も増大し、「強い国家」を求める声が一段とかまびしくなっているからである。この「強い国家」への要求は、カール・シュミットの主張にそうものである。カール・シュミットの国家論は久しい以前から韓国に知られており、実際、朴政権時代に軍事独裁の弁護論としても利用

されていたのである。⁽⁹⁾ 韓国のみならず、第三世界の国々でも、カール・シュミットの「強い国家」概念は支配層に直接的ないし間接的に強い影響を及ぼしており、それが利用されたり悪用されている現状に鑑みて、彼の論敵のヘラーに拠って、シュミットの「強い国家」概念に対抗できる国家構想を示す必要があるのではないかと痛感した。言うまでもなく、社会民主主義者のヘラーは、反実証主義的・反ファシズム的立場から、ワイマール共和国を支え、擁護した。なぜなら、彼は、ワイマール共和国を社会的法治国家の先行形態とみなしていたからである。つまり、ドイツ革命を契機とするドイツ帝政のワイマール共和国への移行は、権威主義体制から民主主義体制への移行に他ならず、ワイマール共和国時代、ドイツ民主主義は安定化への道を模索したが、結局、失敗し、シュミットの指し示す「強い国家」の方向へとつき進んでしまった点を想起するなら、ヘラーの社会的法治国家論は、ナチス独裁、そしてドイツの破滅へと連なったシュミットの道ではなく、ドイツ民主主義を安定化させる道を指し示すものであった。第三世界の中で韓国を含めて民主主義体制への移行という困難な課題に直面している諸国では、その危機の原因と形態は異なるにせよ、ワイマール共和国の民主主義の安定化のために構想されたヘラーの国家と民主主義の理論は、これら諸国の民主主義の直面する諸問題の本質を明らかにし、かつその解決のために極めて有益な指針であると考えられる。つまり、民主主義の安定化に失敗したワイマール共和国の悲劇の歴史から、六〇年という時間差と、歴史、文化、政治形態などの違いがあるにせよ、社会構造の危機という点では共通性を持つ韓国は、その困難な課題の解決に際して学ぶべき点が多々ある。従って、ヘラーの理論の韓国政治への適用は、韓国における民主主義体制への移行とその安定化が直面する諸問題を解明し、それから有益な未来への指針を引き出すことを可能にしてくれるものと考えられる。

著者は、以上のような問題意識を、本書の仮説的前提となる考え方であるとして、それを次のように要約している。

「民主主義的・社会的法治国家を根拠づけるヘルマン・ヘラーの国家論・民主主義論は、第三世界、とりわけ韓国にお

いて通説となっている、近代化テーゼに依拠する権威主義的支配とその存続を弁護する理論と実際に対する対案である。より正しく言い換えるなら、社会的生活の労働秩序と財貨秩序に優先し、かつ民主的に正当化され、かくして社会の相対立する勢力の敵対関係の克服を目指す、ヘラーの民主主義的・社会的国家構想は、韓国の現在の社会的・政治的危機を解決する可能性を持つものである。⁽¹⁰⁾」

著者は、この仮説に基づいて、二〇年代のドイツと八〇年代の韓国の社会構造に焦点を当てて比較分析し、ヘラーの国家構想が韓国の現在の危機を克服し、民主主義を実現するモデルとして有効である点を論証しようと努める。こうした主張が明確に伝わるように、著者は本書の構成をその内容から見ると次の三つの部分に分けている。第一部は、ワイマール共和国時代の国家論の論争の中で、ヘラーの理論がいかに展開されていったかを明らかにする。その際、ヘラーの理論の成立とその背景の考察という意味での思想史的・発生論的アプローチをとるのではなく、政治・国家・民主主義に関するヘラーの理論を体系的に分析する方法をとっている。第二部は、現代国家に関するヘラーの基本構想をワイマール共和国との関連の中で詳細に検討する。第三部は、ヘラーの民主主義的・社会的法治国家論の有効性を韓国の現在までの政治過程の文脈の中で検証を試みる。

さて、以上の三部構成をとる本書の概要の紹介に当たって、本稿では、主題との関係から、第一部と第二部は一括して、私なりにまとめ、第三部については、著者の議論の進め方にそってその内容をスケッチすることにした。なぜなら、次に紹介する第一部と第二部の目次を見ても分るように、この二つの部分はそれぞれのテーマについての単独の論文として、本書の主題から切り離しても十二分に通用するような叙述の形式をとっているからである。まずこの二つの部分の目次を示しておきたい。

〔第一部〕

B、ヘルマン・ヘラーの国家論・民主主義論

一、ヘルマン・ヘラーの理論構成について

1、弁証法的統一としての理論と実践

2、国家論の特徴

3、国家論と政治

二、国家論の基礎

1、人間像

2、社会と国家

a、社会的現実―団体

b、国家―社会の主権的な決断を行う領土団体

3、国家と法

a、法原則と法規

b、法と権力

c、主権と法

三、民主主義論

1、政治的支配形態としての民主主義

2、議会主義

3、社会的同質性

〔第二部〕

C、現代社会における国家論

一、ワイマール共和国

1、共和国の創立

2、社会的・政治的構造

a、政治制度

(i)、議会と大統領

(ii)、政党と利益集団

b、社会的・経済的变化

3、ワイマール共和国における二〇年代末と三〇年代初めの社会の諸問題

二、社会的法治国家への決断

1、ヘラーにおける社会主義

a、「社会主義」概念

b、社会主義と国民

2、社会的法治国家

この二つの部分の目次の項目からも一目瞭然のように、第一部は、ヘラーの国家論・民主主義論がコンパクトに要約
発展途上国における権威主義的体制に代わる政治発展モデルとしてのヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論

されている。もつとも、ヘラー研究史の観点から見ると、それは新しい資料に基づく独創的な解釈を打ち出したものではなく、従来のヘラー研究書をよく摂取して、ヘラーの国家論と民主主義論を簡潔によく整理したものである。従って、それと言った新味はないとみてよからう。第三部は、ワイマール共和国史研究の第二次的資料に基づいて、同共和国の政治制度、政党と社会集団、そしてこれらの政治的アクターの対立と抗争を軸にして展開された政治過程を実に手際よく記述しており、この部分はこれだけでコンパクトなワイマール共和国政治史ないしは政治過程分析となっている。但し、この部分の終わりに、第三部への導入の役割を果たす、ヘラーの「社会的法治国家への決断」が要約されている。この二つの部分の内容を概観する限り、第三部の最後の部分を除いて、著者の問題提起、すなわち、ヘラーの理論が韓国における民主主義体制の安定化にとって有益であるのかどうかという問題の解明にとって、この二つの部分は必要不可欠であるとは考えられない。そこで、本稿では、上述したように、第一部と第二部の紹介に当たっては、この部分についてのヘラー研究書の邦訳書⁽¹¹⁾やその他研究⁽¹²⁾が存在することから、ここでは詳しい紹介は省き、本稿の主題との関係で、韓国に適用する規範的モデルとして捉えられているヘラーの社会的法治国家論の要点のみを私なりに整理して次の節において紹介したいと思う。

三、ヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論

(a) 「組織としての国家」論・民主主義論

ヘラーによると、国家は人間がある地域に定住を始め、外部との交流の中で地域的連帯の必要性が高まり、さらにその上に極めて高度の社会的分業と、それによって規定される社会的交通関係と相互依存性のある程度の恒常性と密度が

高まると共に成立するとみる。⁽¹³⁾ こうして成立した国家は、他の地域団体や機能集団とは、人間の社会的行為構造としての組織、という点では類似した性格を有するが、その「強制の仕方と支配の特殊な地縁性」という点では異なる。なぜなら、「全権を与えられた」国家機関によって行われる諸々の決断は国家組織の法的成員のみならず、大体において領土内居住者のすべてに対して一般的拘束力を持つ」からである。こうした特性のために、国家は主権的な領土支配団体と称される。⁽¹⁴⁾ こうした国家の成立事由とその特性からして、「国家の機能は、あらゆる利害対立を内包するある地域内で、この利害対立に対する共通の生存条件 (status vivendi) の歴史的必要性に基礎を置く、領土社会的な共同活動の自主的な組織化と行動化から成り立っている。」ヘラーによると、政治とはこうした国家の機能を指す。つまり、政治とは「領土社会的な共同活動の自主的な組織化と行動化」⁽¹⁵⁾ であり、それを目指す集団の権力は、従って政治権力であると規定される。そしてこの政治権力と国家的権力との違いは、国家権力が国家機関によって定立され確保される法秩序を自由に用いることができる点⁽¹⁶⁾ に存するという。

次に、ヘラーによると、国家は、組織である以上、他の組織と同様に、「有効な共同意志なしには、およそ存続することはできない。」さらに、すべての組織と同様に、国家もあらゆる種類の「組織化のための」企て、とりわけ学校と世論形成に影響を与えることによって、組織を基礎づける意志と価値の共同性を間接的に維持し、広め、かつ新たに創り出すことに絶えず留意しなければならない。⁽¹⁷⁾ 換言するなら、組織としての国家は、「共通の生存条件の歴史的必要性」の自覚をその構成員である国民の間に喚起させ、それに基づく「われわれ意識」という「有効な共同意志」、すなわち「意志と価値の共同性」を創り出し、維持しない限り、存続し得ないというのである。ヘラーはこの「価値と意志の共同性」を議会制民主主義を論じる場合、それが機能するための必要不可欠な条件としてあげる「社会的同質性」と同義に使っている。⁽¹⁸⁾ ヘラーによると、ルネッサンスと宗教改革を契機に超越的世界解釈から内在的世界解釈への転換が進行

し、それは国家権力の正当化原理の分野では君主主義から民主主義への転換という形をとったが、その画期をなすのは、フランス大革命である。それ以降、民主主義は普遍的原理となった。⁽¹⁹⁾それは、理念としては、キリスト教の世俗化された原理、すなわち「人間の顔をしたすべての者の自由と平等」⁽²⁰⁾であり、国家形態の原理としては、「下から上への権力構成」である。⁽²¹⁾間接民主主義をとる現代国家では、人民の一般意志の実現を職務とする代表者、すなわち「受託執政官 (Magistrat)」は人民によって法的手続に基づいて選出され、その職務の遂行においても人民による法的拘束を受ける。そうした政治システムは議会制民主主義といわれる。ここでは社会的利害対立は議会において平和的に、話し合いによって調整され、解決されるが、もし、相対立する諸勢力が「共通の生存条件の歴史的必要性」の自覚から来る「社会的同質性」を共有しないなら、話し合いによる対立の調整・解決は困難となる。従って、「社会的同質性」のないところには、議会制民主主義国家は存立し得なくなる。⁽²²⁾

こうしたヘラーの国家論・民主主義論は、二〇年代のワイマール共和国の国家認識をめぐって対立した論敵のシュミット、ケルゼンなどの実証主義者やマルクス主義者との論争の中で形成されたものであった。従って、ヘラーの社会的法治国家の内容についての検討に入る前に、まずワイマール共和国の性格について若干考察して置きたいと思う。

「世界で最も民主的で進歩的な」憲法といわれたワイマール憲法に基づいて作り上げられたワイマール共和国は、基本的に二つの側面を持っていた。つまり、同共和国は、一九一八年末から翌年の一月にかけて勃発したドイツ革命がその指導、如何によっては社会主義革命に転化する可能性を持っていた。しかし社会主義革命を党の究極目標に掲げていたドイツ社会民主党（以下SPDと略す）は、不本意ながら革命状況の規定者に押し上げられていたが、ボルシェヴィキ革命とその成り行きを眼のあたりにして、この道を選択することを拒否し、まず議会制民主主義を確立し、それを通じて社会主義の実現をはかる道を決断し、極左のボルシェヴィキに対抗するために、ドイツ帝政の支柱の一つの軍部や、

市民階級と提携して、革命勢力を力をもって抑圧した結果、出現することになった国家であった。従って、同共和国とドイツ帝政を比較すると、その共通点は、ドイツ帝政の社会・経済構造の温存の他、その支柱の軍部・官僚などの統治階級の存続である。要言するならば、同共和国は皇帝のいないドイツ帝政の延長といっても過言ではない性格を持っていた。次に、その相違点は、ボルシェヴィキに対抗し、それを抑圧するに当たって体制勢力と協力した代価として、SPDが国家の重要な地位の一角に参入することが許された点と、その政治的・社会的要求がワイマール憲法の中に条文という形で実現された点である。つまり、議会制民主主義の導入、労働者の基本権をはじめとする広範な社会立法等である。この側面はドイツ民主主義の内実といってもよいものといえよう。⁽²³⁾

こうした両面的性格を持つワイマール共和国について、保守勢力を代表するカール・シュミットは公法学の分野で社会学の実証主義の立場に立って、国家機関、すなわち軍部と官僚制から成る統治機構を国家と解釈した。つまり、彼は、国内ではドイツ革命から一九二三年までの間の絶え間のない内乱状況の中で、対外的にドイツ国家の抹殺を企てているとしか考えられないようなヴェルサイユ条約の強要に直面して、国家をドイツ民族の存続をはかるための政治的決断統一体、すなわち、友敵を区別し、敵を絶滅する決断統一体と捉えていた。従って、彼にとって、内外の敵が強くなれば強くなるほど、国家の強化、つまり「強い国家」を要求したことは彼の国権的保守主義の立場から見て当然の帰結であったとみられる。⁽²⁴⁾

次に、公法学の分野で規範的実証主義の立場に立つケルゼンは、ワイマール共和国はワイマール憲法に基づいて作り出された法治国家であるが故に、国家は法秩序に他ならないと解釈し、その法を作り出す政治主体については規範法学の対象とはしなかった。従って、彼は、同共和国の社会的性格については、法実証主義の立場からそれを問うことはできないと、主張した。⁽²⁵⁾ 他方、マルクス主義者にとっては、同共和国はその階級国家観を事実をもって実証してくれる

良い例であると映った。なぜなら、同共和国は、彼らの考え方によると、SPDの「裏切り」によって延命をはかることのできた、「民主主義」の仮面を被ったドイツ帝国であり、従って、それはブルジョア階級の抑圧の道具以外の何ものでもなかったからである。

こうした三つの異なる国家観は、権威主義体制から民主主義体制へと移行したばかりのワイマール共和国が持っていた三つの顔を各々映し出したものといえよう。しかし同共和国には将来の方向としてもう一つの別の顔があった。それは、民主主義の安定化とその成熟化に向けて努力を続けている国民的文化社会主義の国家構想であった。それが他ならぬヘラーの社会的法治国家論である。その内容について考察する前に、ヘラーの「組織としての国家」論から見ての、シュミット、ケルゼン、マルクス主義者の国家論についてのヘラーの批判について若干触れて置きたい。ヘラーによると、すべての組織には次の相互に必要とされる三つの要素がみられる。(一)多数の人間の共同活動、(二)秩序の定立と確保、(三)特殊な機関である。この三つの要素の協働が組織という存在を作り出す。すなわち「構成員と機関が一つの秩序を基礎として、統一的な成果のために共同活動することによって活動統一体としての組織という現実的統一体が成立する。

それから後に、多元的に実現され、統一的に活動〔作用〕する行為中心が成立し、あらゆる規範にとらわれない——その活動は、構成員の総計にも、また機関そのものにも帰属させることはできないし、ましてや孤立せる秩序にはなおのこと帰属させることができない。」「従って、秩序も機関もまた構成員も各々それ自体でどのような点においてもそれらの三つの構成要素の協働によって成立する組織とは同一視され得ない。⁽²⁶⁾ヘラーのこの「組織としての国家」観に照して見るなら、シュミットとマルクス主義者は、その目指す目的や階級的立場が正反対であっても、ともに国家機関を国家そのものと捉えており、またケルゼンは法秩序を国家そのものとして捉えていて、従ってこの三者は各々が国家の一部をもって全体としての国家そのものとみる国家の一面的解釈として批判されるのである。⁽²⁷⁾

こうした「組織としての国家」論から、ヘラーはワイマール共和国を民主主義理念の実現を共同目的とするドイツ国民の組織と捉えたのである。そして、同共和国は、国家として存在するために、その構成員の国民の間に「有効な共同意志」、すなわち「社会的同質性」を作り出さない限り、その存続が困難になるであろうという認識を持ったが、それは、彼の国家論から容易に帰結される結論である。ヘラーは、同共和国成立時にできあがった保守努力、とりわけブルジョア左派の民主党とSPDとの協力関係を一時的な同盟からより強固な共同体的関係に高めることによってドイツ国家の「有効な共同意志」を作り出し、その基礎の上に議会制民主主義の安定をはかろうとする戦略をとった。この戦略構想こそが「社会的法治国家」論である。

(b) 国民的文化社会主義論

さて、社会的法治国家論の内容は、ドイツの市民階級と労働者階級との関係をヘラーがどのように捉えていたのかという彼の分析を基礎にして作り上げられたものである。その内容を知るためにもこのヘラーの分析を見ておく必要がある。

ヘラーは、現代において、世界連邦が出現するまでは、人間の住む究極的政治単位は国民国家以外にはあり得ないと考えていた。従って、ヘラーはドイツ人の国民国家であるワイマール共和国を英米仏のような近代国家と同様な内実を持つ民主主義国家に発展させるためにどうすべきかをその理論的考察の前提においていた。彼から見ると、後発国のドイツは、ワイマール共和国の成立によって、ようやく英米仏の近代国家に並び立つぐらいの成熟した国民国家へと発展する政治的条件が与えられたように思われた。この認識を、ヘラーは、民主主義と国民主義の関係についての彼の独自の考察から得たのであった。それを次に見てみよう。

フランスにおいて典型的にみられる現象であるが、近代国家の前身は絶対主義国家である。それは資本主義経済の確

立と発展に見合う形でのある一定の領土上に確立された権力組織である。それは、その支配領域内の人間を共通の言語と宗教などを権力によって強制し、一つの文化共同体に作り上げていった。この文化共同体をヘラーは民族 (Volk) と定義した。民族がその文化共同体としての個性を内外に向って権力をもって主張する時、それは国民 (Nation) となる。ヘラーは民族が国民になり、国民であり続けようとする営為を国民主義 (Nationalismus) と定義した。フランスの場合、絶対主義国家によって作り出されたフランス民族は、国内では被治者としての人民の立場から、絶対君主の支配に代えて彼ら民族に人民の支配としての民主主義を戦い取るために、フランス大革命において立ち上がり、近代民主主義国家を確立した。この生まれたばかりのフランス民族の自己支配としての民主主義が外国の干渉によって否定されようとした時、彼らは民族とその個性の表現である民主主義を守るために、外国の干渉軍と革命戦争を敢行し、勝利した。この時、フランス民族の自己支配としての民主主義を守る戦いは、対外的には国民主義として現われた。従って、フランスでは国民主義はフランス民族に人民の自己支配の内外に向っての貫徹という同じメダルの両面であったといえよう。⁽²⁸⁾ こうした国民主義と民主主義の一体的関係は、フランスのみならず、イギリスやアメリカの場合も、大体同じであった。これに対して、後発国のドイツの場合は事情が異なっていた。資本主義経済の発達が英仏と比べて大幅に遅れていたドイツでは、封建的諸侯によって分割支配されている状態が長い間続いていたが、それを克服して民族統一国家を樹立する課題が十九世紀中葉になっても実現されていなかった。世界体制と化した資本主義体制の中で英仏は世界の覇権を争っており、ドイツ民族は、もしその文化的共同体の個性を守るための権力組織たる民族統一国家を作り出さない限り、経済的にも存立し得なくなる状態が差し迫っていた。そこで、諸侯国の連合体の「ドイツ連邦」の二つの雄の一方のプロイセン王国が他方のオーストリアを排除して「ドイツ連邦」を解体して作り上げたのが、一八七一年成立したドイツ帝国であった。プロイセン王国の支配階級は半封建的大地主のユンカーであった。彼らは資本主義の進展と共

にその経済的地盤が沈下するのは必至であることを悟り、それを食い止めるために彼らの敵対的階級（市民階級）の歴史的課題である民族統一国家を確立し、国家権力を利用して彼らの階級としての存在の延命をはかろうとしたのであった。その際、君主主義者の彼らは、ドイツ帝国創立に際して、本来一体的関係にあるナショナリズムと、彼らの存在を否定する民主主義とを切り離し、ナショナリズムをもって君主主権のドイツ帝国を正当化したのであった。こうしてプロイセン国王を皇帝に戴く君主主義的国家に支配されるドイツ民族の状態をその文化共同体の個性であると主張する「ナショナリズム」が成立した。つまり、ドイツではナショナリズムは、国権主義、国粹主義して現象するようになったのである。それと共に、民主主義は外国、とりわけ英仏の民族の原理として排斥されたのであった。⁽²⁹⁾

周知のように、フランスやイギリスの場合、民主主義は、絶対君主に対抗し、それからの解放を求めた、資本主義社会、すなわち「教養と財産」を持つ市民が指導する社会の自律、つまり自由主義として現われた。換言するなら、民族の政治的に自覚せる一部である市民階級の民主主義、すなわち自由主義的民主主義として現われた。それは、絶対君主の支配する政治的領域の民主化を意味したので、政治的民主主義ともいわれる。ドイツ帝国では、資本主義が世界体制となっており、覇権国の英仏に対抗する意味でも、国内の新興勢力の市民階級の協力が必要であり、そのために君主主義をある程度自由主義と妥協させざるを得なかった。その結果、作り出されたのが、半立憲主義体制と言われるものであるが、それはドイツ公法学では法治国家（Rechtsstaat）と称された。言うまでもなく、この法治国家は、イギリスにみられるような人民の意志の表現としての「法の支配」と違って、君主の意志の表現としての「法律の支配」を意味した。注目すべきことには、この法治国家がイギリスの「法の支配」と違う実体を社会学的に説明する作業、すなわち政治学は民主主義同様に許されず、「法律の支配」の範囲内で、いかにして市民階級の意志をできるだけ多く、その法律の中に法解釈によって詰め込むかという法解釈技術を主要な内容とするドイツ国法学（公法学）が市民階級の階級利

益を守る政治的武器として政治学に代わって発達するようになった。そしてこれがドイツの国家学（政治学）の伝統となつたのである。⁽³⁰⁾

さて、ドイツ資本主義はドイツ帝国の成立と共に急速に発達し、それによって社会・経済領域において次第に大きな権力を持つようになった市民階級は、一八九〇年代に入ってから、政治的領域でも彼らの意志の貫徹をはかろうとする姿勢を示した。本来なら、彼らは自由主義的民主主義の実質化を主張すべきであつたらう。しかし彼らはそうするのではなく、あくまでも「法治国家」の枠内で「法律」の内容により多くの彼らの意志を詰め込む道を選んだのであつた。それと比例して、国政における公法学者の影響力が益々大きくなっていったのは論を持つまでもない。

市民階級は何故に自由主義的民主主義のより完全な実現を求めなかつたのだろうか。急速な経済成長と共に膨大な労働者大衆が生み落され、自由主義的民主主義は彼らの解放の武器として利用される可能性が生じたと考えられたからである。一八四八年は『共産党宣言』が出た年である。同年二月のフランス革命を契機に、市民階級の支配下にあつた人口の圧倒的多数を占める労働者大衆が自由主義的民主主義を土台に、民主主義原理の社会・経済領域への拡大を求めて社会的民主主義を要求するに及んで、社会主義が政治的舞台に登場するようになった。社会的民主主義と同義に使われた社会主義はその成立経緯から見て、人口の多数者の労働者大衆の民主主義の意味を持ち、その内容は政治的民主主義を土台にして経済的・社会的領域における民主主義の理念の貫徹としての社会的民主主義であつた。この思想は、発展途上国のドイツでは、英米仏と比べて劣悪な労働条件の下で働かされていた労働者大衆に浸透し、世紀末には世界最大最強の労働者政党のSPDを生み出すほどにまで大きな力になっていた。しかしこのSPDが掲げる社会主義は民主主義を欠いたものであつた。民主主義（自由主義）の伝統を欠いたドイツではSPDの創立者の一人のF・ラッサールは、『共産党宣言』の提言に従つて、まず普通選挙権を獲得した後、国家に労働者階級の声をより多く反映させ、この国家

から資金援助を受けて作られた、労働者を組合員とする「生産協同組合」を資本主義に代わる社会主義であると定義して、その実現のための労働者階級の政党たるSPDの前身の一つの全ドイツ労働者協会を作ったのであった。それを批判したマルクスも、同じ土俵で議論を進め、社会主義とはプロレタリアートによる国家権力の掌握と、その国家による生産手段の公有化と計画経済であると主張した。さらにプロレタリアートは労働力を売る他失う物を何も持たぬ存在であるが故に、その国家的帰属性は意味がなく、労働者の搾取のシステムである資本主義が世界体制と化している以上、それを社会主義に代えるために、万国の労働者は団結せよ、と言って国際主義を主張した。この兩人の社会主義観がSPDに入り込み、ドイツ労働者階級の支配的観念となった。こうしてドイツでは民主主義の発展形態である社会主義は、本来一体的関係にある筈の自由主義や、ひいてはその母体の民主主義から切り離され、さらにナショナリズムにも背を向け、搾取もその道具の国家もない「ユートピアとしての社会主義」として一面化されていった。さらにSPDの理論的法皇のカウツキーによってマルクス主義が経済的決定論として解釈され、資本主義は発展すれば、「自然必然的に」社会主義に転化するという託宣がまことしやかに信じ込まれるようになるに及んで、ただひたすら社会主義社会の到来を待ち望む受動的待機主義が党内に支配的な潮流となり、他方、政党として活動せずにはいられないので、無力な帝国議会の議席の増大に励んだ。その結果、SPDは第一次大戦前に帝国議会の第一党に躍進していたが、政治的民主主義の確立を先に求めなかったために、その欠如の故に皮肉にも、国政に何ら影響力を持たぬ存在であったが、政治的民主主義(31)された市民階級は、彼らの階級原理たる自由主義を捨てて久しく、今や競って貴族の称号を買って貴族に成り上ろうとする「新封建化」へと傾いていた。(32)

こうしたドイツ帝国の階級対立の布置と思想状況はワイマール共和国になっても基本的に変わっていない。しかし、市民階級と労働者階級の民主連合によって成立したワイマール憲法には各々切り離されていた民主主義、国民主義、

社会主義が統一される方向が打ち出されていた。すなわち、ドイツで初めて直接民主主義を大幅に取り入れた議会制民主主義が導入されていた。つまりようやく政治的民主主義が確立されたのであった。次に同憲法第一五一条から一六五条までの一連の条文の中に、資本主義がさらに発展して、労働者階級が国民の多数者になった場合、議会の制定法によって社会経済領域に民主主義、すなわち公正な秩序を導入する制度的条件が与えられていた。イギリスの労働党の主張、すなわち民主主義原理の社会経済領域への拡大としての社会的民主主義、換言するなら、真の意味の社会主義実現の制度が憲法で保障されていたのであった。

このようにワイマール共和国の階級状況と思想状況を分析したヘラーは、ワイマール憲法を土台にして国家を動かしている二大勢力の和解を実現させることで、民主主義の安定化をはかろうとしたのである。こうした立場から、ヘラーは、ややもすればワイマール共和国の遠心力として現実に作用している国粹主義に変性したナショナリズムと、「国際主義」と国家否認を主張するマルクス主義的社会主義に一面的に展開していったとみる社会主義とを共に批判し、その両者を本来あるべき姿に戻した形に成るように各々転釈して、両者を統一した国民的文化社会主義を提唱したのであった。⁽³³⁾ 社会的法治国家論は、この国民的文化社会主義を公法学の専門用語で言い直したものである。

(c) 社会的法治国家論

ヘラーは、この国民的文化社会主義の実現を目指して、一九二五年までSPD内の労働者教育運動の指導者として労働者階級の国民化教育に全力を尽した。その際、彼は労働者階級がドイツ人の文化共同体の個性を守る権力組織たる国民国家を否認するのではなく、その構成員の一人、すなわち国民なるようにと訴えた。つまり労働者階級は市民階級と「階級闘争」を続けるべきではなく、国民の一人という自覚をもって市民階級が作り上げたドイツ文化を積極的に受容し、それを彼らの精神で内部から革新し、新しい彼らのドイツ文化を作り出すべきである、と主張した。次に、社会主

義はカウツキーが言うように「自然必然的に」到来するものではなく、倫理的課題である。すなわち「社会主義の真の本質の究極的根拠づけは社会的正義の理念、相互扶助と正しい共同体への意志、われわれの相互関係の倫理的形成に存する」。こうした「倫理的課題」として社会主義はワイマール憲法に具現されており、それを実現する制度として議会制民主主義が導入されている。従って、国民国家としてのワイマール共和国は社会主義によって取り除くことのできない、いや取り除くべきではない決定的な生活形態である。つまり社会主義は「国民的共同体の終焉ではなく、その完成であり、階級による国民共同体の否定ではなく、真の国民的フォルク民族共同体による階級の否定である」と主張した。このように、ヘラーは社会主義とは「文化のより高い形態」であると定義し、「階級は国民にならなくてはならない！われわれは国民からではなく、国民の中に入り込むために戦おう⁽³⁴⁾」と訴えた。

他方、ヘラーはワイマール共和国を国民国家として成熟させるために、市民階級に向っては、彼らが理解し易いドイツ公法学の用語を用いて「国民的文化社会主義」を社会的法治国家と言い替えて彼らを説得しようとしたのである。一九二六年から、ヘラーは公法・政治学者として市民階級の階級的利益を貫徹させる伝統的手段である公法学を用いてワイマール共和国を擁護し、守る活動を展開したのである。その綱領的宣言書ともいべき小冊子『法治国家か独裁か⁽³⁵⁾』は一九二九年から三〇年にかけて公刊された。世界的大不況の到来によって、経済的危機に陥った市民階級はその救済を「強い国家」に求めた。一九二五年、SPD党首のエーベルトに代わって二代大統領にはドイツ帝国の参謀本部総長のヒンデンブルク元帥が人民投票的性格を持つ直接選挙によって選ばれ、就任し、ドイツ帝国は下からの民主主義によって正当化されていた。この大統領は憲法第四十八条によって独裁者に成りうる権限が与えられていた。ワイマール共和国はその成立後十余年にしてすでに、互解寸前だった国家機構は再建され、民主的に正当化されただけでなく、さらに強化されていた。危機にあった市民階級は、労働者階級の国家への影響力の増大を強めさせる制度の議会制民主主義

義、すなわち「法治国家」を捨て、国家に彼らの意志が直接に反映される「強い国家」、つまり権威主義体制の確立とそれを指導する「強い男」を求めた。こうして市民階級とSPDの「民主連合」は破産し、幻想と化しつつあった。

ヘラーがこうした市民階級の権威主義国家への逃走の徴候を読みとって、彼らに自らの階級理念に絶望せず、ファシズムへ到る「強い男」を求めるのではなく、自らの階級理念により忠実になり、労働者階級と共にワイマール民主主義を守るようにと訴えたのが上記の小冊子である。

彼はこう述べている。一八五八年、モールは、南ドイツの自由主義的国家学者として、法治国家とは「法律による人民の自主的決定としての自由と、すべての人間の利益については恣意に基づくのではなく、等しく評価されるという」としての「平等」と定義した。この後段の平等については、さらに詳述して次のように述べた。法治国家とは国家の成員が「何よりも法律の前の平等」を要求する権利、「つまり個人的な境遇の如何にかかわりなくすべての人の生活目的を顧慮し、個々人の地位身分にかかわることなく、一般的規範の客観的適用を受ける」権利を有する国家であるとした。⁽³⁶⁾ところが、ドイツ帝国成立後は、公法学者達はこのモールの実質的な法治国家理念から「法律の前の平等」の命題をその形式面だけを取り出し、それを形骸化させていった。こうして形式的な法治国家観が通説と化した。しかしワイマール共和国の成立とともに、法治国家概念を本来の実質的なものに還元させることが可能になった。すなわち、君主の意志ではなく、人民の多数者の意志である議会制定法による社会経済領域における民主主義の理念の貫徹が制度化されたのである。ヘラーはこの事態を社会的法治国家と言いつつ直したのである。彼によると、ワイマール共和国の社会的状況の中で、市民階級は、彼らの支配原理として生み出した法治国家原理が論理の極限まで導かれ、労働者階級による社会的民主主義の要求、すなわち「実質的法治国家思想の労働と財貨の秩序への拡大を意味するものに他ならない」ものになっ

っている現状に絶望して、「自分自身の精神世界を否認し始め」と共に、議会制定法を通じての「自由主義的法治

国家の社会的法治国家への移行という危険」から逃れるために、こうした事態をもたらした法治国家そのものを否定し、「新封建主義的な力の誇示や強い人」を求めている。彼らのこの要求がみたされ、イタリアにみられるようなファシズム独裁になると、それは「社会的無政府状態の政治的現象形態」に他ならないのだから、法的安定性と社会的関係の計算可能性が失われ、市民階級は精神的にも経済的にも生きていけないであろう。「何よりも市民階級によって創り出された今日の文化と文明が保持されるべきであるなら、ましてや革新されるべきであるなら、何としても社会的関係の計算可能性を維持することは勿論、これをさらに高めなければならない。」そのために、市民階級は、むしろ彼らの生み出した民主主義原理のさらなる発展に力を貸すこと、すなわち「経済を法治国家を通じて法律の下に置くこと、生産手段を生活目的に従属させること」、これがわれわれの文化の確信の前提に他ならないことを認識し、ファシスト独裁ではなく、社会的法治国家への決断を行なうべきである、と説いたのである。⁽³⁷⁾

歴史は、ドイツの市民階級はヘラーの訴えには耳を傾けず、ファシスト独裁を選択したことを教えている。こうしてヘラーの社会的法治国家論は幻と化したのであった。

要約するなら、ヘラーはこの社会的法治国家という国家構想において市民階級と労働者階級の階級対立（シュミットの言う「友敵関係」）をドイツにおいて未完成の状態にある「国民国家」の継続的完成において止揚し、そして作り出された国民、すなわち「有効な共同意志」、「価値と意志の共同性」という「社会的同質性」の基礎の上にワイマール共和国を依拠させ、民主主義を安定させ、成熟させようとしたのである。しかし、このヘラーの国家構想は、ワイマール共和国がその陥った社会・経済的ディレンマから抜け出せる望ましい選択肢であったにもかかわらず、共鳴者を見出すことができず、見捨てられたことは、ヘラーの悲劇に止まらず、ドイツそれ自体の悲劇であったとみられよう。

ところが、六〇年後に、しかもドイツからはるかに遠い東アジアの韓国で、ヘラーの社会的法治国家論が再び甦るこ

とになったのである。この問題は節を改めて論究することにしたい。

四、ヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論は果たして「民主化宣言」後の韓国の政治発展モデルたりうるのか？

李博士のヘラー研究書の第三部は「ヘラーの国家論の今日化を目指して——韓国例にみる開発政治の論議」と題され、二部構成になっている。前半部は、一九八〇年代の終わりまでの約三〇年間の韓国の政治過程と経済成長の相互作用を考察し、後半部は、ワイマール共和国と韓国との社会構造面での比較研究の中にヘラーの社会的法治国家論の有効性を論証しようとする構成をとっている。

著者は、この第三部の冒頭に、ヘラーの社会的法治国家論を要約しているので、まず初めにそれを紹介し、著者の主張をフォローすることにしよう。「前章で詳しく検討したように、ワイマール共和国の社会的・政治的危機という主要な問題は、調停され得ないままの、敵対関係にある社会的な階級対立にあった。しかし、そうした対立は、ヘラーによると、必ずしも非和協的なものではなく相互に調整され得るものである。もっとも、「社会的同質性」が存在する場合だけではあるが。それ故に、ヘラーは、自由主義的民主主義を社会的民主主義へ向けて一貫して発展させることを切に訴え、主張し続けたのであった。この方向において、ヘラーは迫り来るファシスト独裁を克服する唯一の道を見たのである。さらに、労働者階級が政治的意識に目覚めている現代社会において、民主主義とは、ただ社会的民主主義である他ないことが明らかにされた。——公正な社会的分配という意味での——「社会的同質性」は、民主主義体制が機能し、さらに存続し続けるための絶対的に必要不可欠な前提条件である。ヘラーは、六〇年前に以上のような認識をもって、今日の八〇年代において、第三世界の多くの国々が名目的な民主化後に直面している問題点、すなわち、いかにして民

民主主義を維持し、安定させることができるのか、という問題点を浮き彫りにしたのであった。ヘラーが繰り返して強調したように、民主主義は、もしそれと親和的で、かつそれを支える社会構造を持たないならば、絶えず危機にさらされるのである。経済的危機と社会的に不公正な分配を基盤にして、民主主義に反対する種々の文化的・イデオロギー的・政治的な諸勢力の主張が大いにはびこることになる。こうした分析によって、以下、韓国においてヘラーの社会的法治国家論が実現されるべきであるという著者の主張を論証したいと思う。⁽³⁸⁾

以上のように、著者は、ヘラーの社会的法治国家論の今日的意義を述べた後、次に、何故にそれを韓国の政治分析に適用したのか、その理由を以下のように述べる。「発展途上国の政治に関する今日の論議において、韓国はその著しい経済的成功の故に、発展途上国の「モデル」にされている。その際、まず第一に、韓国が市場経済を指向した点、次に経済的成功の処方箋としての強力な国家干渉が強調されている。韓国の「成長の奇跡」は、第三世界の国々にとって実際にモデルとなり得るのかどうか、もしそうであるなら、どの程度そうなのかという問題は、いずれにせよ、詳細に検討されねばならない。その際「六〇年代初めから」三〇年間の経済成長政策がもたらした社会問題を中心に据えて検討されなくてはならないであろう。まさしくこの社会問題こそ、生まれたばかりの「民主主義」を挫折させる恐れを持っているからである。⁽³⁹⁾」

こうした問題設定の下で、以下の目次にそって一九八〇年末までの韓国の政治史を社会問題をめぐる諸勢力の対立・抗争に焦点を当てて、著者は韓国政治を批判的に分析している。その目次は次の通りである。

一、韓国——発展途上国のモデルか？

1、一九四五年以降の時代の歴史的回顧

発展途上国における権威主義的体制に代わる政治発展モデルとしてのヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論

2、社会的・政治的構造

a、政治制度

(i) 議会と大統領

(ii) 政党と利益集団

b、政治的・経済的变化

3、八〇年代終わりと九〇年代初めの韓国社会の問題点

管見の限りでは、ドイツ語で書かれた、韓国政治研究書はあまりないといえるが、この部分は政治学者による本格的な現代韓国政治の批判的研究であり、紙数の関係で詳しく紹介できないのは残念である。この部分の内容を要約すると次の通りである。

六〇年代初めに成立した軍事政権の下で押し進められた経済成長政策によって、そして国家の強力な保護育成政策に助けられて大きく成長した財閥勢力は、八〇年代に入って「成長の奇跡」を誇るようになった。一方、このような経済成長は、言うまでもなく、極めて劣悪な労働条件下で明日のより良い暮らしを夢みて働いた労働者大衆の血みどろな労苦の賜ものでもあった。急速な経済成長の結果、工業化に必然的に随伴する都市化現象の悪い側面、すなわち住宅問題をはじめさまざまな社会問題がきびすを接して続発した。「富益富」、「貧益貧」という言葉が当時の社会状況を見事に集約しており、長い間強権体制によって抑えられていた、労働者大衆は富の分配における格差が益々拡大し、それが誰の眼にも明らかになった八〇年代に入って、その不満を爆発させ、経済成長から得た富を一人占めしようとする財閥とそれを強い拳で守ろうとする軍事政権に対して富の公正な配分を要求した。しかし政府と財閥は労働者大衆の細やかな

要求や労働基本権の主張に対して理解を示すどころか、それを抑圧していった。労働者大衆は、御用組合の支配をはねのけて、自ら自主的に独立労働組合を結成して、その基本的権利を勝ち取るために立ち上がり、労働争議が全国的に拡大していった。支配者は一切妥協の姿勢すら示さず、従来の強権的抑圧政策をとり続けたため、労働運動は過激化していった。一九八九年以降、経済的不況も重なって、財閥の間に強力な政府を求める声が再び高まっていった。その結果、独立系労働組合と農民組合の全国組織の非合法化、その指導者の逮捕、反政府勢力の抑圧が行なわれた。その後も、一方の政府と財閥と、他方の労働組合や反対集団との対立は益々激化し、戒厳令の公布、それどころか軍事クーデターさえ考えられる事態になった。他方、その間、経済成長は商工業分野で大企業を簇生させ、多くのサラリーマン層を排出させていたが、これら新しく出現した中間層は社会的生産物の公正な配分を要求する労働者大衆の戦いを最初は支持していたが、財閥と労働組合の対立がエスカレートしていった、ついに軍事クーデターを誘発する恐れのあるほど激化し始めると、やっと生まれたばかりの民主主義が軍事政権時代の権威主義体制に逆戻りするのを恐れ、労働者大衆の戦いに対して距離を置き始め、ついに離反してしまった。こうして「一九八七年六月、盧泰愚氏の「民主化」宣言をもたらした労働者大衆と都市中間層との間の民主連合が崩壊した。」つまり「一九八七年労働者大衆と共に民主化を求めて街道に出た中間層は労働組合運動から離反し始めた。その上、長期にわたる政府の反共教育によって国民の間に植えつけられていた「赤の恐怖」アレルギーが中間層に作用し始めていた。政府はそのアレルギーを巧みに利用して、独立系労働組合の産業の構造的改革と経済的民主主義の要求を、極左指向の革命的意図から出たものであると歪曲して宣伝し、労働者大衆と中間層の離間をはかったのである。」

こうしてようやく生まれたばかりの「民主的秩序は形式だけのものになってしまった。」その上、政党は社会的利害対立を議会主義的方法で架橋する力を持っていなかった。政党指導者は相変わらず、権力維持に汲汲としているか、権

力獲得に狂奔している。大企業、三つの反対政党の中の二つと中間層は、政府陣営内の権威主義的な保守勢力と協力している。他方、同時に、労働者大衆の闘争は益々その激しさを増している。その結果、政治的、経済的危機は慢性化の徴候を見せ始めている。そしてそれは、これまでの韓国社会の発展と未来を根底から疑問視させるものである。

こうした社会・政治状況をみるなら、今日盛んに行なわれている開発政治の論議において強調されている韓国の発展の道のモデル的性格も疑しいものとなろう。それと共に、成功の処方箋として市場経済指向と、強力な国家干渉が強調されていたが、この両面においても大いに称賛されて来た「風船のように膨らんだ経済成長国」は、今や破滅しかかっている。換言するなら、伝統的な韓国社会は高度の「同質性」の特徴を持っていたのであるが、三〇年間の経済成長過程を経た今日の韓国社会は、今や、分裂し、各種社会集団の対立を調停する基盤を喪失してしまっている。

こうした韓国の現状から言えることは、経済成長後に民主主義が自動的に到来するものではないという点である。経済成長は所得と財産の格差の益々の増大と、それと共に国家権力によってはもはやコントロールし得ない社会的紛争の高まりを伴うものであることが明らかになった。久しい以前から、韓国では、経済的変化が政治的変化を伴うことなく、両者の関係は切断されたままの状態が続けている。こういう状態は、将来においてさらなる経済成長を進めようとした場合、「逆機能」の作用を果たすのは必至と思われる。今日ほど、社会的和解と政治的統合の能動的政治が求められている時はないであろう。⁽⁴⁰⁾

以上のように、著者は、現在の韓国の政治状況を批判的に分析した。その次に、こうした分析を踏まえて、現在の韓国とワイマール共和国末期の状況との間にある共通点、すなわち社会集団間の敵対的利害の対立関係の存在、それを架橋する基盤の欠如に焦点を当てて両者の比較分析へと進む。この部分は、本書の圧巻とも言うべきところであり、「社会的法治国家の視点」という題の下に、一、現代社会における民主主義の問題——比較分析的補論、「権威主義的民主

主義」に代わる社会的法治国家、という項目を配列し、この部分において著者の積極的提言が以下のように主張されている。

まず初めに、ワイマール共和国と現在の韓国との間に六〇年間という時間差があるにもかかわらず、政治的・社会的な事態の展開の様相をみると、かなりの類似点が見られる。こうした類似点を検討する前に、両社会の間に否定できない客観的相違点が厳然として存在するので、それを先に見て置く。一、文化的伝統の違いである。二、八〇年代の韓国を取り巻く国際環境と、二〇年代のワイマール共和国のそれとは大いに異なっているという点である。三、政治制度が幾分違うという点である。この三つ目の相違点についてみると、ワイマール共和国は、一定の人民投票的要素を含むものではあったが、議会主義的統治制度を持っていたのに対して、韓国の統治制度は本質的に大統領制である。次に、ワイマール共和国の政党は、事実上「世界観的・社会経済的組織」の特徴を持つものに対して、韓国の政党は、その時々権力状況や政治指導者の個人的野心に基づいて離合集散を繰り返えず、アド・ホックな集団である。こうした違いがあるにせよ、両制度が大統領に非常大権を与えている点では共通している⁽⁴¹⁾。

著者は、以上のような両国の相違点を指摘した後、ヘラーの理論の韓国政治への適用の有効性を問う観点から見て、一方における民主主義の安定化、他方における社会的亀裂の拡大とそれから帰結する社会的紛争との相互関係が重要であるとして、この側面についての両者の類似点を探る考察を次に進めている。

両国とも、経済的後進性を克服するために、上からの国家の干渉政策によって経済成長を成し遂げた点が共通している。しかし、ドイツ帝政時代に強大な社会主義労働運動が台頭し、それは労働者の基本権と社会的生産物の公正な配分を要求し、次にワイマール共和国において彼らの要求が全面的に受け入れられて、社会的民主主義実現の制度的基盤が作り上げられていた。しかし一九二九年世界的大不況の到来と共に、ドイツ資本主義経済は危機に陥り、労働者の要求

に答える社会政策より、資本主義経済の存続をはかる経済政策が優先され、それにSPDが反対したため、ワイマール大連合内閣は崩壊し、社会政策を切り捨て、ひいては国政における労働者階級の影響力を保障する議会制民主主義を廃棄し、それに代わる大統領独裁体制への移行が始まった。それに対して、六〇年代初めにクーデターによって成立した軍事政権は国民により豊かな生活を約束し、それによってその正当性の欠如を補完しようとした。そのため、経済成長の政策を全力をあげて遂行し、「成長の奇跡」をもたらしことに成功した。しかし、社会政策の分野は蔑ろにされたままであった。経済成長政策の成果の配分において二つの集団が形成された。一つは財閥と新しい中間層から成るグループで、それは社会的生産物の配分をより多く受けた受益者である。他方は、労働者、農民から成る敗者である。社会的生産物の配分に国家の介入の度合いが強まるにつれて、社会的利益対立は政治的対立へと発展していった。一九八七年六月の「民主化」宣言後、自由主義的民主主義がある程度定着すると同時に、社会的に価値剝奪され続けていると感じる層の組織化が始まった。独立系労働組合の全国組織の成立、農民団体の出現である。それら組織集団は公正な配分を求めて政治化していった。初め労働者や農民の公正な配分を求める運動に対して中間層は支持を送り、「民主連合」が成立したが、一九八九年に経済的不況の深刻化と共に、中間層は過激化した労働者大衆から離れ、保守勢力にその支持を切り替えてしまった。それと共に、「民主連合」は崩壊し、再び権威主義的支配へ逆戻りする危険性が生まれた。この状況は、ワイマール共和国末期において市民階級が経済的危機と、それに伴って発生した政治的危機から逃れるために「強い国家」を求め、ファシスト独裁を選択した状況に似ている。さらに、一九八九年以降の韓国について「韓国経済のラテンアメリカ化」がよく言われるようになった。その意味するところはこうである。すなわち、六〇年代ラテンアメリカ諸国では、経済が繁栄し、政治体制の民主化が始まった。しかし、八〇年代に経済的危機が発生し、その本質的原因は民主化にあり、そしてこの経済的危機の克服を困難にしているのも民主化であるという解釈が生まれた。こ

の解釈によると、「民主主義は政治的不安定と経済的危機をもたらし、さらにこの危機を克服する政治的行動能力を危うくするものである。」とされた。そして、このテーゼを引用して、韓国では、支配層の中で権威主義的体制への復帰を求める声が高まった。

実際のところ、韓国において九〇年代初めに、より多くの民主主義と、同時により力強い経済発展を求めることは、解決不可能なディレンマと考えられるようになった。なぜなら、韓国政府の意図によると、政治的・経済的な「規律と統制」を伴わずに経済発展は継続され得ないとみられていたからである。こうした「総体的危機」の中において、韓国の未来にとって決定的に重要な事は、この国が再び抑圧的・権威主義的政治に危機の克服策を求めるのか、あるいは全社会的な対話による民主主義の道を選ぶのか、どうかという点である。⁽⁴²⁾

著者は、以上のように、ワイマール共和国末期と韓国の九〇年代初めの共通点とを比較検討して分析した後、次に、韓国が直面している二つの選択肢の内、ヘラーの主張に耳を傾けて、民主主義の道を選択せよと、次の部分の「『権威主義的民主主義』に代わる社会的法治国家」の項で主張する。

現代の多元主義社会において民主主義が十分に機能するかどうかは、社会集団間の政治的・経済的和解と、それによって民主主義を支える基盤となる「政治的価値共同体」を作り出すことに成功するかどうかにかかっている。まさしくこの点こそが、ヘラーの国家論・民主主義論の核心である。すなわち、そのような「価値共同体」が確保されるのは、すべての市民がその政治的利害関心を表明し、少なくともその実現の機会が与えられていることを知り、それによって国家と同一感を抱くことができる程の「社会的同質性」が生まれる場合に限られるのである。再び、ヘラーの言葉を借りるなら、「理念的・物質的財について、多くの者は殆ど所有せず、少数の者が殆どすべてを所有するところでは、民主主義社会は「長くは持ちこたえられない」のである。なぜなら、現代社会において社会的同質性は、いわゆる存在す

ると考えられている人種的同質性をもって代用したり、国家の宣伝によって作り出されたりすることはもはやできないのである。六〇年代、七〇年代の韓国の軍事政権は、多かれ少なかれ、国民のある程度の支持を受けていた。それは多数の国民が「成長政策」によって自分達の物質的福祉が改善されるものと期待していたからであった。その限りにおいて、その時代は、ヘラーのいう「政治的価値共同体」がある程度作り出されていたのであった。しかし、自由の抑圧を代償にして得た経済的成功の成果の分配において国民の多数は公正に取り扱われていないと感じ始めたので、こうした「政治的価値共同体」も消滅してしまった。一九八七年六月の「民主化宣言」を契機に労働者大衆と中間層の「民主連合」が成立したが、政府が社会の各種利益集団の対立を民主的に調停し、それによって「社会的同質性」を作り出す政治を行なわなかったために、この連合は長続きはしなかった。そして経済不況の到来と共に、再び抑圧的・権威主義的政治への回帰が強まった。

ワイマール共和国の政治状況と八〇年代末から九〇年代初めにかけての韓国のそれとを比較分析して確認できることは、長期的な経済的停滞ないしは危機は民主主義を根底から危くする可能性を持つということである。すなわち、民主主義は経済的進歩なしには生き延びることができないという点である。他方、ドイツのファシスト独裁と韓国の軍事政権下の歴史的経験が教えることは、経済成長のみでは決して民主主義のための保障とはなり得ないという点である。

このように、経済成長と民主主義は不可分の関係にある点に留意して、韓国に現在の「権威主義的民主主義」に代わるオルタナティブがあるのかと問うなら、その答えは、こうである。ヘラーがワイマール共和国末期に繰り返し強調したように、独裁への道を求めるべきではない。社会的生産物を公正に配分することによって対立関係にある社会的利害を調停し、それによって民主主義をさらに発展させる道のみが残されている。つまり、形式的民主主義を実質的民主主義に発展させる道しか残されていないということである。そしてその終局点は、社会的法治国家の実現である。⁽⁴³⁾

著者は、この第三部の最後に以上の主張をまとめて次の文章で締め括っている。

「韓国に関して結論として言えることは、経済的・社会的危機は「社会的同質性」を作り出すことよってのみ克服され得るといふ点である。なぜなら、経済発展は長期的には公正な分配という意味での社会的正義と民主主義原理との関係においてのみ実現されるからである。そして民主主義原理が支配するところでは、あらゆる集団は社会的・政治的に自己の利害関心を表出し、政策決定に参加する可能性を持つからである。

この三つの要素、すなわち、経済発展、社会正義、民主主義は、相互に依存し合っていてそのどれか一つは他の二つなしには考えられないし、また実現もされ得ないのである。ヘルマン・ヘラーの「不滅の今日的意義」は、まさしく彼の社会的法治国家論が、韓国のような現代工業社会において、国家が第一に社会における敵対的關係にある利益集団の民主的・公正な仲裁者ないしは舵取りの役割を引き受けることによって、この三つの要素が相互に調和し合うように結合される可能性を提供する点に存するのである。そして、それ故にヘラーの社会的法治国家論は、韓国が「後発国の発展」の成功例とみなされる、第三世界における開発政治の論議をさらに深める新しい契機ともなるのである。⁽⁴⁴⁾

五、まとめに代えて

李博士は、九〇年代初めの韓国は、社会構造の亀裂と社会的利害対立の敵対性の点ではワイマール共和国末期と類似した面を多く共有しており、当時のドイツ同様に、「権威主義的民主主義」の方向へ進みつつあるが、それはファシズムへの道に連なる恐れがあると警告し、ヘラーの社会的法治国家論の道を選び、やっと手に入れた民主主義を安定させ成熟させるべきである、と主張する。著者は、最後の結論（E、結び）のところでは、本書の内容を要約した後、この

積極的な提言を再び繰り返す中で、韓国が第三世界の開発政治のモデルとしてもはやされている現状に鑑みて、経済発展には光と蔭の二面がある点を忘れてはならないことを、韓国から学ぶべきであると提言している。そのところを再現しておこう。

第三世界のモデルとしての韓国の発展の道は、より詳細に検討されるべきものであり、明らかに成功した経済政策や国家の強力な実行力に眼を奪われて、強大な経済的利益をひたすら促進させる一方で、社会政策の面では無為無策を続けていること、さらに労働者、農民の搾取を許していることを忘れてはならないであろう。こうした経済発展の二面的戦略は、あらゆる社会的調停のための基盤作りを不可能にする恐れすら持つており、生まれたばかりの民主主義の存立を間接的に危くしている。この韓国の経験から学ぶべきことは、経済発展は、長期的にはただ公正な分配という意味での社会正義と民主主義的原理との関係の中でのみ実現されるという点である。つまり、「経済発展、社会正義、民主主義の三つの要素は相互に不可分の関係にあり、従ってその中のどれか一つだけを実現させることは不可能である。何よりも、ヘラーが強調したように、国家たるものは、社会の敵対関係にある利益間の民主的で公正な仲裁者であることが要求されるのである。」⁽⁴⁵⁾そして国家がこの要求に答えて行くなら、「社会的同質性」が作り出され、それと共に国家権力の強制的側面も減少して行くであろう。そうすることによってのみ、一方における民主主義の安定化、他方における経済発展という困難な課題が克服されるのである。こうした意味で、韓国が現在欠如している社会的話し合いの基盤、すなわち「社会的同質性」を作り出すことに少なくとも成功するなら、そしてそれによって経済的のみならず、社会的な民主主義への移行が完成するなら、韓国は第三世界の権威主義体制の代案であることを事実をもって示すことになる。

以上、本稿の第三節の部分を除いては、李博士のヘラー研究書を本稿の主題との関係において、できるだけ著者の意図が十分に伝わるようにその主張を紹介して来た。昨年七月下旬、同書を読んだ時、一種の感動を覚えたが、今回、本

稿執筆のため再読してみても、著者の祖国の民主主義の安定化への並々ならぬ情熱に頭が下る思いを抱くと同時に、発展途上国における最大の課題である、権威主義体制から民主主義体制への移行の問題、そして移行後の民主主義の安定化の問題が、現代政治学の最も実践的課題としてクローズアップされている中で、著者は、この課題に、ヘラーの社会的法治国家論を用いて見事に一つの解決策を打ち出している点に、その卓越した構想力にただ敬服するのみである。

しかし、著者が本書で提言した主張、すなわち、ヘラーの社会的法治国家論が第三世界における権威主義支配の代案となり得るというテーゼは、それ自体異論はないが、その実現の道筋については大いに疑念を抱かざるを得ないのである。ヘラー研究者の一人として言えることは、ヘラーの指し示す国家構想は、確かにワイマール共和国を社会的経済的ディレンマから抜け出させて、その民主主義を安定化させる一つの選択肢であったが、この道が選択されられなかった。まさにこの点にこそドイツの悲劇があったばかりでなく、ヘラーの理論にも内在的欠陥があったことを証明するものである。というのは、ヘラーの社会的法治国家論はその実現の道筋についてあまりにも楽観的であったからである。この点は著者の提言についてもあてはると思われる。この疑念について三つほどの根拠がある。

一つは、ヘラーと著者は、所与の国家ないしは政府にあまりにも多くの事を期待している点である。現代の多元主義的な民主主義国家においても、社会的・経済的に強大な権限を持つ社会集団は政府を実質的に支配するか、あるいは政府に圧倒的な影響力を持っている現状を鑑みるなら、下からの圧倒的多数の民衆の社会的公正を求める強大な運動の圧力がなかったなら、そしてこの圧力が政府に伝わる伝導管が民主的に制度として構築され、かつ機能していなかったなら、政府に「民主的で公正な仲裁者の役割」を期待することは困難といえよう。それは歴史が教えるところである。ところが、ヘラーは、マイワール共和国末期の政府、すなわち彼の「組織としての国家」論によると、国家機関に、しかもヒンデンブルク元帥を大統領に戴く再建された旧帝政の国家機構にあまりにも多くの期待を寄せすぎたのであった。

ルートハルトは、そのヘラーのワイマール共和国末期の国家認識にリアリズムが欠けていたのは、マックス・ウェーバーの国家社会学の影響下に彼が置かれていた点を指摘しているが、それは正鵠を得た指摘といえよう。⁽⁴⁷⁾

二つ目は、ヘラーは市民階級が「強い国家」を求めて権威主義体制の選択へ向いつつあった時、彼らの理性に訴えて、その選択を行うのは自らの歴史的存在根拠を否定することになるので、止めて、彼のいう社会的法治国家構想、すなわち現行のワイマール憲法体制を守るよう主張したが、この主張は、危機の中であってまさしくこのワイマール憲法の基本理念の実現こそを恐れていた市民階級にとって馬耳東風であったという点である。これまでのヘラー研究によると、ヘラーはワイマール共和国成立時に作り上げられたSPDと市民階級の政党の民主党との民主連合を前提にして、彼の理論を構築していたが、一九三〇年以降、この民主連合が崩壊してしまっているのに、ヘラーはあくまでもそれが存在しているものと錯覚して、その理論を展開していたというのである。⁽⁴⁸⁾ さらに、もう一つ留意しておくべき点は、社会民主主義を強力に押し進めるべき側に問題があった点である。本来、政府に社会的公正の実現を迫り、ワイマール共和国を社会的法治国家に発展させるべく努力すべきSPDは権力からの逃亡を企てており、さらに運動政党であることを止めて久しい状態にあったが、このSPDにおいてもヘラーの考え方に共鳴する勢力は、青年社会主義運動のごく一部の者に限られていた。このように、ヘラーの主張が受け入れられなかった客観的ないし主体的条件が厳然として存在していたが、現在の韓国を見た場合、ドイツのSPDはさておき、それに類した政党、または社会的公正を求める民衆の強大な組織政党は見当たらないといっても過言ではなからう。こうした状況下で果たしてヘラーの国家構想は実現され得るのだろうか。いやそれを実現しようとする主体勢力を見出せない現状において、その実現の可能性についてはむしろ悲観的にならざるを得ないであろう。

三つ目は、二つ目の指摘とかわる点であるが、ヘラーは、社会的法治国家の実現の客観的条件を考慮することなく、

それを専ら政治理念の内在的展開の中で構想し、主張した点である。ルートハルトが指摘しているように、ワイマール共和国において議会制民主主義が機能するための社会・経済的条件が整備されていなかった点は見逃してはならない点である。つまり「ワイマール共和国期の、歴史的に前もって与えられた「制約的条件」と経済社会的な枠組み条件」の考察を抜きにしては、ドイツ民主主義が失敗した理由を説明することはできない⁽⁴⁹⁾。本稿の第三節で指摘したように、ワイマール共和国は、ドイツ革命がもしかしたら社会主義革命へ転化するかも知れない可能性を持っていたことから、ボルシェヴィキの道避けるために、帝政の保守勢力と、それまで体制の外に置かれていたSPDとの間に結ばれた一時的妥協の産物として誕生したのであった。従って、SPDの社会民主主義の要求がすべてワイマール憲法の中に規範的規定として具現されたとしても、保守勢力とSPDとの間の力関係の推移次第で有権的解釈で立法者意志が歪められる可能性があったし、ひいては力関係が保守勢力の方に優利に傾いてしまったら、それは反故にされる可能性を持っている。その上、同共和国は、ボルシェヴィキ革命の阻止という消極的理由から結ばれた両勢力の妥協の産物としての基本的性格からして、ブルジョア革命を経た英仏のように、議会制民主主義が機能するために必要不可欠の諸条件が作り出されていなかったのである。その結果、半立憲主義のドイツ帝国の国家機構の支柱の軍部・官僚制はそのまま温存された上に、それを支えていた社会経済構造も不変のまま温存されたのである。換言するならば、権威主義体制の実体は残ったままその外見だけが民主主義の衣装をまとっていたにすぎなかったのである。ヘラーは、その外見と憲法の基本理念の世界の中でのみその国家構想を展開したが、その現実と実体には眼を塞いでいたのである。

第二次大戦後、西ドイツでは、ファシズムを経験した後、ファシズムを生み出したワイマール共和国の悲劇の歴史から学んで、同共和国の議会制民主主義を機能不全にした歴史的な「制約的条件」と「経済社会的枠組み条件」が撤廃されたのである。すなわち、国家機構の解体とその民主的再建、左右の全体主義的過激政党的禁止、大統領制の廃止、財

閣解体、市場原理に立脚するが、公正な分配を保障する社会的市場経済の確立、共同決定法に基づく企業内民主主義の確立、広範囲にわたる社会福祉制度の拡充、等々によって、西ドイツでは、議会制民主主義が機能するための諸条件が整備され、今日の成熟した段階まで発展することが可能となったのである。西ドイツになってヘラーの社会的法治国家論が実現される現実的条件が整備され、実現の可能性を持ったのである。この事情をヘニツヒは次のように説明している。「一九二九年に、ヘラーはこの時期にすでに無意味になっていた彼の和合的な構想をもう一度拡大し先鋭化させて発表した。すなわち、彼は、ワイマール共和国の「死の苦しみ」〔から逃れるため〕の綱領をもはや定式化するのではなく、一九四五年以後ドイツ連邦共和国で一般化している国家目標規定を述べたのであった。なぜなら、彼は、当時においてもなお社会的同質性という漠然とした構想や長期的な再生産と収益性の政治モデルに基づいて問題を取り扱っていたからである。法形式の枠内において階級対立を処理するというヘラーの構想は、なるほどワイマール共和国の末期にはふさわしいものではなかったが、しかしドイツ連邦共和国にあてはまるものである。⁽⁵⁰⁾つまり「ヘラーのヴィジヨンは、ワイマール共和国ではなく、——ナチス以後の——ドイツ連邦共和国にあてはまる。ヘラーは、国家的統合モデルと社会的・政治的な再生産の構想を表わしているが、この構想は——社会的な余剰生産物が大衆に分配されている——連邦共和国において初めて規定的なものとして影響力を持ったのである。〔西ドイツでは〕非常に膨大な余剰生産物の存在と共に、特に決定的に重要なことは、支配的な市民階級の組織がファシズムから次のことを学びとったという点である。すなわち、ファシズムの権力行使の計算困難で統制不能な政治的枠組み条件の下での短期的な利潤の最大化原理よりも、社会民主主義と「産業平和的」労働運動との長期にわたった軋轢のない協調の方が好ましいという点である。⁽⁵¹⁾」

ヘニツヒの指摘を待つまでもなく、ヘラーの社会的法治国家論は西ドイツにあてはまるものであった。従ってそれが

ボン基本法に受け入れられ、ヘラーがその精神的父の一人とされるのは故なしとしないのである。

ヘラーの社会的法治国家論は以上あげた三つの点で欠陥があったが、このことは李博士の主張にもあてはまるのではなかろうか。確かに、韓国の民主主義を安定化させるために、著者の言う通り、ヘラーの道しかないと思われるが、その実現の条件整備を先に考察しておかなくてはならないのではなかろうか。著者はワイマール共和国の失敗の歴史から韓国の民主主義の安定化の方策を学ぼうとしているが、それはよしとしても、その実現の道筋としては、ヘラーの社会的法治国家論の実現をみた西ドイツの成功した民主主義の歴史や、また同じ様な経過を辿った戦後の日本からも学ぶべきではなかっただろうか。ともあれ、本書は発展途上国における権威主義体制から民主主義体制への移行と、民主主義体制の安定化のために、何をなすべきかについて、ワイマール共和国の悲劇の歴史から学び、ヘラーの社会的法治国家論の理論的射程を拡大させた点についていくらか高く評価してもしすぎることはなかろう。

(一九九六年一月末脱稿)

注

- (1) Hermann Heller, Staatslehre, 1934. 安 世舟訳『国家学』、未来社、一九七一年。
- (2) カール・シュミットの伝記および研究書はあまりにも多いのでここで紹介するのを省く。本稿の主題との関係、つまりワイマール共和国やヘラーとカール・シュミットの関係に関する研究としては、次のものがある。安 世舟「カール・シュミットはワイマール共和国の擁護者であったか」(『思想』、一九八八年十二月号)
- (3) ヘラー没後五〇周年記念国際シンポジウムには日本からは山口利男名古屋大学教授と私の二人が参加した。参加者の報告ペーパーは主催者によって編集されて、オランダのノモス社から公刊された。書名は次の通りである。Ch.Müller, I.Staff, Der soziale Rechtsstaat. Gedächtnisschrift für Hermann Heller 1891-1933, 759 S., 1984. 私と山口教授が編監訳者となって、この記念論文集の三四編の内一二編を選んで日本のヘラー研究者の協力を得て邦訳したものが、『ワイマール共和国の憲法状況と国家学——H・ヘラー、

- C・シュミット、H・ケルゼン間の論争とそのボン共和国への影響』（未来社、一九八九年）である。以下、同訳書は引用に際して、『フ・国家学』と略する。
- (4) ヘラー研究書は、管見の限り、次のものがある。但し、日本におけるそれは省く。
 W.Schluchter, Entscheidung für den sozialen Rechtsstaat. Hermann Heller und die staatsrechtlichen Diskussion der Weimarer Republik, 1968. (今井弘道訳『社会的法治国家への決断——H・ヘラー・ヴァイマル国家論争と社会学』、風行社、一九九一年)
- J. Blau, Sozialdemokratische Staatslehre in der Weimarer Republik, 1980.
 G. Robbers, Hermann Heller: Staat und Kultur, 1983.
 S. Albrecht, Hermann Hellers Staats- und Demokratiefassung, 1983
 R. Waser, Die sozialistische Idee im Denken Hermann Hellers. Zur politischen Theorie und Praxis eines demokratischen Sozialismus, 1985.
 T. Vesting, Politische Einheitsbildung und Technische Realisation: Über die Expansion der Technik und die Grenzen der Demokratie, 1990.
- (5) 日本からは、(3)に紹介した山口教授と私の他に、今井弘道北海道大学教授と、住沢博紀日本女子大助教授が参加した。今回のシンポジウムに提出されたペーパーを編集した記念論文集は、残念ながら刊行されなかった。なお、次のものが私の提出したペーパーの日本語の原文である。安 世舟「『現在社会主義』を崩壊へ導いた諸要因に関する若干の考察——ヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論、および社会主義と儒教政治体制との比較の視点からの一接近——」(『大東法学』第一九号、一九九二年一月)
- (6) ヘラー全集新版についての日本における書評は次にあげる二つがある。山口利男「C・シュラー編・ヘルマン・ヘラー全集 改訂版」(『学燈』第九一号二、一九九四年二月)、安 世舟「ヘルマン・ヘラー全集の復刊に思う」(『未来』第三二九号、一九九四年二月)
- (7) この問題に関する邦語になった代表的文献として次のものがある。J・リンス著・内山秀夫訳『民主体制の崩壊——危機・崩壊・均衡回復』(岩波書店、一九八二年)。J・リンス著・高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』(法律文化社、一九九五年)。なお南米の民主化の問題点についての考察として代表的なものとして次のものがある。
 G.O'Donnell, Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism: Studies in South American Politics, 1973; G.O'Donnell, Ph. Schmitter, Transition from Authoritarian Rule, 1986. オドネルの理論を用いて韓国政治を分析した研究として次のものがある。
 Hyug Baeg Im, The Rise of Bureaucratic Authoritarianism in South Korea, in: World Politics, Vol.39, No.2, 1987.

(8) ベルリン滞在中、ミュラー教授が在独のヘラー研究者を集めたパーティーを自宅で計画したことがあり、八月初旬、本書の著者に会う機会にめぐまれた。名前を漢字でどう書くのかと聞くと「李恩政」であると教えてくれた。外見は日本のどこにでもいそうな小柄のお嬢さんで、不躰けにも年齢とその経歴を聞くと次の通りであった。三十二歳で、韓国のソウルの女子大としては名門中の名門といわれる梨花女子大学政治外交学科を卒業後、ドイツに留学し、もう一度学部に入り直してゲッティンゲン大学政治学部において本書で博士号を取得し、その後、半年ぐらい帰国し、大学で教鞭を執ったが、考えるところがあって、再びドイツに戻り、現在、旧東ドイツのハレー大学で大学教授資格請求論文を執筆中とのことで、そのテーマは「儒教思想のドイツ啓蒙主義に与えた影響」とのことであった。十一年の在独歴を持つ著者のドイツ語会話能力は全くドイツ人と変わらないほど流暢であり、強い印象を受けた。ゲッティンゲン大学での学部時代の指導教授がオイヒナー (Walter Euchner) 博士で、大学院時代の指導教授がザーゲ (Richard Sage) 博士とのことで、両教授とは、私が一七年前の一九八〇年三月から二ヶ月間ゲッティンゲン大学で在外研究した時、親しくした問柄であり、ミュラー教授がまた本書の審査に副査として加わった話を聞いて、弟子のような親しみを覚えた。

(9) 韓国の公法学におけるカール・シュミットの受容とその影響については別個に取り扱って研究する価値のあるテーマである。今後、資料を集めて研究を進めたいと思っている。昨年四月から早稲田大学に在外研究中の韓国の著名な憲法学者 (前韓国外国語大学総長で現在同大学法学部教授) の李康燦博士にお目もじをする機会があり、同博士からカール・シュミットの受容について伺ったところ以下のような御教示を賜わった。

解放と共に、京城帝国大学が韓国のソウル大学に改組された時、法学部憲法担当教授に就任した人がナチス法学者であったという。昭和十年代に入って韓国人の日本の帝国大学への入学者が増えていたが、当時の軍部ファシズム下の帝国大学ではナチス法学が支配的潮流であったため、その時代の教育を受けた人が解放後の韓国において、日本人教授が去った後のポストを占めたこと、さらに、南北分断の状況下で反共を国是とする韓国ではナチス法学が生き残れる素地があったからであるという。とするなら、韓国の公法学界はいわば、戦中の軍部ファシズム時代の日本の公法学界の潮流がそのまま生き延びたことになるかとみられよう。さてこのソウル大法学部初代の憲法担当教授のナチス法学者に二人の弟子がいて、その氏名は、韓泰淵、葛奉根、である。両人はソウル大教授として大学に残り、一九七〇年代初めの朴政権の維新憲法の制定に参画し、その後政界に進出したという。韓教授の弟子の中で、上記の李教授が韓国外国語大で教鞭をとり、韓教授の後継者としてソウル大に残った弟子が金哲洙教授であるという。金教授は、韓国憲法学会会長を歴任し、現在、憲法学界の大御所である。金教授の弟子の釜山市にある東亜大学法学部教授の金孝全博士は、カール・シュミットの著作の韓国語訳を精力的に公刊しており、最近ではヘラーの著作 (「ライヒ憲法における法律概念」) の韓国語訳も刊行している。

(10) Fun-Jeung Lee, Der soziale Rechtsstaat als Alternative zur autoritären Herrschaft - Zur Aktualisierung der Staats- und

demokratietheorie Hermann Hellers, 1994, S.14.

- (11) 本稿注(4)のシュルプターの邦訳書。
- (12) ヘラーの国家論・民主主義論については次のものがある。安 世舟「社会民主主義と国家——H・ヘラーの国家論の歴史的背景——」(秋永肇教授古稀記念論集『現代民主主義の諸問題』、御茶の水書房、一九八二年、三一三頁——三六九頁)、同「ヘラー——ワイマール共和国擁護の公法・政治理論としての国家学——」(小林孝輔編『ドイツ公法の理論——その今日的意義——』(一粒社、一九九二年、一四九頁——一七三頁)等。
- (13) ヘラー著・安 世舟訳『国家学』、三〇九頁——三二〇頁。以下、ヘラーの著作の引用に際しては、邦訳書のあるものは、邦訳書を用い、初回の場合以外は訳者名を省くことにする。
- (14) 同前訳書、三四二頁。
- (15) 同前訳書、二九八頁。
- (16) 同前訳書、三〇〇頁。
- (17) 同前訳書、三三九頁。
- (18) ヘラー著・今井弘道他訳「政治的民主制と社会的同質性」(一九二八年)(ヘルマン・ヘラー著・今井弘道他訳『国家学の危機——議会制か独裁か——』、風行社、一九九一年)、九三頁——一〇〇頁。
- (19) ヘルマン・ヘラー著・安 世舟訳『ドイツ現代政治思想史』、御茶の水書房、一九八一頁、七三頁以下。
- (20) ヘラー『国家学』、三二八頁。
- (21) 同前訳書、三五六頁。
- (22) ヘラー「政治的民主制と社会的同質性」(『前掲訳書『国家学の危機』)、一〇〇頁——一〇二頁。
- (23) 安 世舟『ドイツ社会民主党史序説——創立からワイマール共和国成立期まで——』、御茶の水書房、一九七三年、三四八頁——三五三頁。
- (24) 安 世舟「カール・シュミットはワイマール共和国の擁護者であったか」、四六頁——六四頁。
- (25) H.Kelsen, Allgemeine Staatslehre, 1925, SS.44-16. 清宮四郎訳『一般国家学』、岩波書店、昭和四六年、七四頁——七六頁。
- (26) ヘラー『国家学』、三三五頁——三三七頁。
- (27) ヘラーのワイマール共和国時代の論敵の批判については、ヘラー記念論集の前掲訳書『ワ・国家学』が詳しい。その要点をまとめたいものが、同訳書の序説(安 世舟「ワイマール共和国の憲法状況と国家学」、一三三頁——一四六頁)である。
- (28) ヘラー『ドイツ現代政治思想史』、一四三——一四四頁。

- (29) 安 世舟「ヘルマン・ヘラーの国民的文化社会主義」(本稿注(19)の訳書の「訳者解説」)、二六四頁—二六五頁。安 世舟「ナチズムとヘルマン・ヘラーの悲劇——人種差別イデオロギー批判を中心として」(『情況』、一九九三年五月号)、四〇頁—四二頁。
- (30) ヘラー・今井弘道他訳「国家学の危機」(前掲訳書『国家学の危機』)、七頁—九頁。
- (31) 安 世舟『ドイツ社会民主党史序説』第一編、第二編。
- (32) W. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 1974. 安 世舟他訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治一八九〇—一九二〇』I、未来社、一九九三年、一八七頁—一八九頁、一九五頁。
- (33) 安 世舟「ヘルマン・ヘラーの国民的文化社会主義」、二六〇頁。
- (34) 安 世舟「社会民主主義と国家——H・ヘラーの国家論の歴史的背景——」、三三八頁—三四一頁。
- (35) ヘラー・今井弘道他訳「法治国家か独裁か」(一九二九年)(前掲『国家学の危機』所収)
- (36) 同前訳書、一二七頁。
- (37) 同前訳書、一二六頁、一三〇頁、一三八頁、一四三頁—一四六頁。
- (38) Eun-Jeung Lee, op.cit., S. 123.
- (39) Ibid., S.124.
- (40) Ibid., SS. 125-157.
- (41) Ibid., SS. 157-160.
- (42) Ibid., SS. 162-167.
- (43) Ibid., SS. 167-168.
- (44) Ibid., S. 169.
- (45) Ibid., SS. 174-176.
- (46) W・ルートハルト・安・世舟訳「国家・民主主義・労働運動——同時代の社会民主主義的論議を背景にして見たヘルマン・ヘラーの分析」(前掲訳書『ワ・国家学』)、一二八頁。
- (47) 同前論文、一二四頁—一二五頁。
- (48) 同前論文、一二〇頁。
- (49) 同前論文、一二七頁。
- (50) E・ヘニッヒ・江藤俊昭訳「国民主義・社会主義および「生活から成る形態」——社会的統合と国民的統合に対するヘルマン・ヘラーの政治的希望」(前掲訳書『ワ・国家学』)、一四九頁。

大東法学 第二六号

(51) 同前論文、一五二頁。